

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

総社市生活保護法施行細則（平成19年総社市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>（備付書類）</p> <p>第2条 総社市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>（1）面接記録票</p> <p>（2）保護台帳</p> <p>（3）保護決定調書</p> <p><u>（4）保護金品支給台帳</u></p> <p><u>（5）略</u></p> <p>2 所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p>	<p>（備付書類）</p> <p>第2条 総社市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>（1）面接記録票 <u>（様式第1号）</u></p> <p>（2）保護台帳 <u>（様式第2号）</u></p> <p>（3）保護決定調書 <u>（様式第3号）</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p>2 所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 受付簿  (2) ケース番号索引簿  (3) ケース番号登載簿  (4) 保護申請書受理簿  (5) 医療券交付処理簿  (6) 介護券交付処理簿  (通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 所長は、被保護者が、その居住地を他の保護の実施機関の所管区域内に移転したときは、必要な決定を行い、<u>要保護者転出通知書</u>により新居住地の保護の実施機関に通知しなければならない。</p> <p>3 略  (申請書)</p> <p>第4条 保護の開始又は変更の申請書は、<u>様式第1号</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項の規定による葬祭扶助の申請書は、<u>様式第2号</u>とする。</p> <p>3 第1項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給与証明書 (様式第3号)  (2) 住宅補修計画書 (様式第4号)  (3) 生業計画書 (様式第5号)  (決定通知書)</p> <p>第5条 保護に関する決定通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知とする。</p> <p>(1) 法第24条第3項及び第9項又は法第25条第2項の規定による保護の開始又は変更のとき <u>保護開始 (変更) 決定通知書</u>  (2) 却下のとき <u>保護申請却下通知書</u>  (3) 法第26条の規定による保護の停止又は廃止のとき <u>保護廃止 (停止) 決定通知書</u>  (検診命令書等)</p> <p>第6条 所長は、<u>法第28条第1項</u>の規定により検診を受けるべき旨を命ず</p>	<p>(1) 受付簿 (<u>様式第5号</u>)</p> <p>(2) ケース番号登載簿 (<u>様式第6号</u>)</p> <p>(3) 医療券交付処理簿 (<u>様式第7号</u>)  (4) 介護券交付処理簿 (<u>様式第8号</u>)  (通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 所長は、被保護者が、その居住地を他の保護の実施機関の所管区域内に移転したときは、必要な決定を行い、<u>様式第9号の書面</u>により新居住地の保護の実施機関に通知しなければならない。</p> <p>3 略  (申請書)</p> <p>第4条 保護の開始又は変更の申請書は、<u>様式第10号</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項の規定による葬祭扶助の申請書は、<u>様式第11号</u>とする。</p> <p>3 第1項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>資産申告書 (様式第12号)</u>  (2) <u>収入申告書 (様式第13号)</u>  (3) <u>同意書 (様式第14号)</u>  (4) 給与証明書 (様式第15号)  (5) 住宅補修計画書 (様式第16号)  (6) 生業計画書 (様式第17号)  (決定通知書)</p> <p>第5条 保護に関する決定通知は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第24条第1項及び第5項又は法第25条第2項の規定による保護の開始又は変更のとき (<u>様式第18号</u>)  (2) 却下のとき (<u>様式第19号</u>)  (3) 法第26条第1項の規定による保護の停止又は廃止のとき (<u>様式第20号</u>)  (検診命令書等)</p> <p>第6条 <u>法第28条</u>の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときに交付</p>

改正後	改正前
<p>るときは、<u>検診命令書及び検診書を交付するものとする。</u></p> <p>(調査依頼票)</p> <p>第7条 <u>所長は、法第29条の規定による調査の嘱託を行うときは、調査依頼票により行うものとする。</u></p> <p>(扶養照会書)</p> <p>第8条 <u>所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書により行うものとする。</u></p> <p>(入所依頼書)</p> <p>第9条 <u>所長は、法第30条第1項の規定により被保護者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所(養護)依頼書を発行するものとする。</u></p> <p>(不服申立書)</p> <p>第11条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、<u>様式第6号とする。</u></p> <p><u>様式第1号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第4号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第5号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p><u>する検診命令書、検診書は、様式第21号及び様式第22号によるものとする。</u></p> <p>(調査依頼票)</p> <p>第7条 法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの<u>調査依頼票は、様式第23号によるものとする。</u></p> <p>(扶養照会書)</p> <p>第8条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときの<u>扶養照会書は、様式第24号によるものとする。</u></p> <p>(入所依頼書)</p> <p>第9条 <u>所長が、法第30条第1項の規定により被保護者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときに、その施設の長又は私人に対して発行する入所依頼書等は、様式第25号によるものとする。</u></p> <p>(不服申立書)</p> <p>第11条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、<u>様式第26号とする。</u></p> <p><u>様式第1号(第2条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第2条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第3号(第2条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第4号</u> 削除</p> <p><u>様式第5号(第2条関係)</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>様式第6号（第11条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p><u>様式第6号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第7号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第8号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第9号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第10号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第11号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第12号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第13号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第14号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第15号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第16号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第17号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第18号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第19号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第20号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第21号（第6条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前
	<p><u>様式第22号</u>（第6条関係） 略</p> <p><u>様式第23号</u>（第7条関係） 略</p> <p><u>様式第24号</u>（第8条関係） 略</p> <p><u>様式第25号</u>（第9条関係） 略</p> <p><u>様式第26号</u>（第11条関係） 略</p>

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ 総社市							現在のところに住み始めた時期 年 月 日							
家族の状況	人員	(フリガナ) 氏名	個人番号				続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康 状況	運転免許 の有無
	1						世帯主	男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	2							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	3							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	4							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	5							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	6							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	7							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
	8							男女		・	・		よふわ ふうる いうい	有・無
資産の状況（別添1）			収入の状況（別添2）				関係先照会への同意（別添3）							
他子・兄弟・その他に 住んでいる親族	世帯主又は 家族との関係	氏名				住所		電話番号		今まで受けた援助 及び将来の見込み				
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）														
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話番号 (保護を受けようとする者との関係 ) 総社市社会福祉事務所長 様														

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないでください。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

※福祉事務所受付年月日

--

様式第2号（第4条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証し書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名

総社市社会福祉事務所長 様

記

死者	氏名			葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日		死亡時の住所又は居住		
葬祭予定日					
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考		

様式第3号（第4条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

住 所

事業所（雇主）

電話番号

次のとおり証明します。

氏 名		職 職 名 務 及 内 び 容		
居住地				
給 与 額	基 本 給	円	所 得 税	円
	日 給（日分）		健 康 保 険 料	
	家 族 手 当		厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当		失 業 保 険 料	
	手 当			
		小 計（イ）		小 計（ロ）
差 引 支 給 額（イ）－（ロ）		摘 要		
前2月の 手 取 額	月分 月分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから注意してください。				

様式第4号（第4条関係）

住宅補修計画書

申請者  
氏名

建物の規模構造					
補修を必要とする状況	1 破綻の状況				
	2 修理の規模				
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価 × 数量 = 金額		備考
			単価	数量	
見積者	見積年月日	年 月 日			
	住所				
	氏名				

印

様式第5号（第4条関係）

生 業 計 画 書

申 請 者  
氏 名

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするのか）

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見透し

- イ 収入をあげ得る時期
- ロ 収入見込額
- ハ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用
- ニ 利益（ロからハを引いた額）

様式第6号（第11条関係）

審査  
再審査

請求書（正・副）

生活保護法に基づく 年 月 日付け第 号の

知事  
福祉事務所  
市（町村）長 の 処分  
裁決 について不服ですから、 審査  
再審査 を請求します。

年 月 日

請求人住所  
氏名又は名称  
受益者との関係 年齢

知事  
厚生労働大臣 様

- 1 不服の趣旨及び理由
- 2 処分（裁決）を知った日
- 3 不服申立ての教示の有無及びその内容

福祉事務所 受付	年 月 日	都道府県受付	年 月 日
-------------	-------	--------	-------